n　b(6)のポートフォリオ区分を記載する場合において、リ欄には、自己資本比率告示第百六十五条第九項の規定により算出した信用リスク・アセットの額に、ル欄の額に1250パーセントを乗じた額を加算した額を記載すること。

o　ヌ欄には、リ欄の額をニ欄の額で除して得た値を記載すること。

p　ル欄には、自己資本比率告示第百四十八条の規定により算出された期待損失額を記載すること。

q　ヲ欄には、適格引当金の額を記載すること（ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用される株式等エクスポージャーについては、斜線を付すこと。）。

r　「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（ＨＶＣＲＥ）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

s　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

t　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

u　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

v　この面に記載する件数及び期間は、この面で指定された単位で記載し、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

w　この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

（第八面）

（単位：百万円）

ＣＲ７：内部格付手法―信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	実際の信用リスク・アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー―ＦＩＲＢ		
2	ソブリン向けエクスポージャー―ＡＩＲＢ		
3	金融機関等向けエクスポージャー―ＦＩＲＢ		
4	金融機関等向けエクスポージャー―ＡＩＲＢ		
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）―ＦＩＲＢ		
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）―ＡＩＲＢ		
7	特定貸付債権―ＦＩＲＢ		
8	特定貸付債権―ＡＩＲＢ		
9	リテール―適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール―居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール―その他リテール向けエクスポージャー		
12	株式―ＦＩＲＢ		
13	株式―ＡＩＲＢ		
14	購入債権―ＦＩＲＢ		
15	購入債権―ＡＩＲＢ		
16	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番１から項番８まで及び項番12から項番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（ＦＩＲＢ）及び先進的内部格付手法（ＡＩＲＢ））別に計数を記載すること。

c　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

d　ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

e　必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。